

2026年度実施の入学選抜における、震災及び台風等により被災した志願者及び入学者に
対する特例措置について

1 概要

広島市立大学では、震災及び台風等により被災した本学志願者及び入学者の経済的支援と進学のための確保を図るため、2026年度実施の入学選抜試験において入学検定料の免除及び入学料の減免の特例措置を講じる。

2 対象となる入学選抜試験

2026年度に実施する本学の学部入学選抜及び大学院入試

3 特例措置対象及び免除・減免の割合

本学志願者又は入学予定者のうち、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が、災害救助法が適用されている地域等において被災し、次のいずれかに該当すること。

区 分	対象者等		免除・減免の割合
入学検定料	学資負担者が、2024年4月1日から「2対象となる入学選抜試験」の出願期日までの間に、災害救助法が適用されている地域等において被災された方	(1) 学資負担者が死亡又は行方不明の場合 (2) 学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水を含む。)、流失した場合	全額免除（返還）
入学料	学資負担者が、2024年4月1日から「2対象となる入学選抜試験」の入学手続期日までの間に、災害救助法が適用されている地域等において被災された方	(1) 学資負担者が死亡又は行方不明の場合 (2) 学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水を含む。)、流失した場合	【死亡又は行方不明】 全額免除 【全壊、大規模半壊、流失】 全額免除 【半壊の場合】 半額免除

(参考URL：内閣府災害救助法の適用状況)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

4 申請方法等

- (1) 申請を希望する場合は、事前にアドミッションセンターへ連絡のうえ、入学検定料免除申請の場合は出願書類提出後に、入学料減免申請の場合は入学手続書類提出時に所定の申請書類を提出する。

区 分	確認書類	入学検定料，入学料の取扱い
(1) 学資負担者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類（写し可）	(入学検定料) 上記3に該当する受験者に入学検定料を返還する。
(2) 学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水を含む。）、流失した場合	り災証明書（写し可）	(入学料) 上記3に該当する入学予定者の入学料を減免する（決定までは入学料の納付を猶予。）

- (2) 志願者への周知

- ア 本学ウェブサイトにて情報を掲載する。
- イ 学生募集要項に、特例措置の概要を記載する。
- ウ 本学ウェブサイトからダウンロードする。